

ガス供給仕様書

本仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）所有の施設（供給施設一覧表のとおり）で使用
するガスについて、ガス供給者（以下「乙」という。）が供給するガスに適用する。

1 概要

- (1) 件名 茨木市庁舎本館等に係る空調用ガス供給
- (2) 供給場所 供給施設一覧表のとおり
- (3) 用途 施設内使用用ガス
- (4) ガスの種類 都市ガス13A
- (5) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
- (6) 供給圧力 低圧
- (7) 対象メータ 供給施設一覧表のとおり
- (8) 予定使用量 供給施設一覧表のとおり
使用量は、積算のための実績データであり、次の「2 供給期間」に使用
する各施設の都市ガスの使用量を保証するものではない。

2 供給期間

令和8年10月の検針日翌日から令和9年10月の検針日まで

3 検針日及び計量

計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置
した計量器により検針を行うものとする。

4 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負う
ものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

5 ガス料金の算定

- (1) 料金制度は、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など乙が設定
することができる。
- (2) 原料価格は、貿易統計の令和8年1月～令和8年3月の公表値の平均原料価格（L N
G：86,988円/t L P G：88,524円/t）とする。なお、石油石炭税等租税課金は、L N
G1,860円/t、L P G1,860円/tとする。
（※なお、経済産業省資源エネルギー庁が実施する「電気・ガス 価格激変緩和対策」及
び「酷暑乗り切り緊急支援」等の値引きは入札における積算には含まないものとし
る。）
- (3) 託送料金単価は、大阪ガスネットワーク株式会社の託送供給約款によるものとする。
- (4) 原料費調整額は、別途、乙の約款の定めに基づき算定し、甲に請求するものとする。

6 支払方法

乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、この場合は30
日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。また、請求
合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

なお、乙の請求方法については、各施設の請求額をまとめた総価（各施設単位の請求情
報を集計表にまとめたもの）を記載した紙媒体の請求書と、当請求書の明細にあたるもの
として施設単位での紙媒体及び電子データ（CSVデータ等）請求とし、甲の円滑な支払いが
可能となるようにすること。

※電子データの提供方法について、乙が甲へ電子メール等で送付するもしくは甲が乙のホ

ームページ等から取得できるようすること。

7 その他

本仕様に定めのない事項については、乙の定める約款等の規程に準ずるものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。